

令和5年8月14日

高知労働局長
中村 克美 殿

高知地方最低賃金審議会
会長 近藤 啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け高労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の高知県最低賃金（時間額820円）は令和3年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、公労使共通の認識であり、中小企業・小規模事業者への支援が適切に行われるよう、本答申に当たり、下記のとおり、政府及び高知労働局に強く要望する。

記

1 政府への要望事項

最低賃金の上昇が続くことにより、経営の先行きに不透明感や不安感を抱く経営者に予測可能性を与え、不安を解消するためにも、今後の最低賃金増額のロードマップを明示いただきたい。併せて、長期的視野に立った具体的かつ直接的な以下の支援策の構築に取り組んでいただきたい。

- (1) 下請取引の適正化に関し、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、特にエネルギー費や労務費のコスト上昇分の適切な転嫁に向け、法整

備を含む実効ある解決策を実施いただきたい。

- (2) 最低賃金引上げにより、経営状況に大きく影響を受ける企業に対し、賃金上昇分を一定期間補填するなどの直接的な施策を行っていただきたい。
- (3) 最低賃金の引上げにより、税及び社会保険料の金額が変更されるいわゆる年収の壁のため、労働者が就業の調整を行う実態が少なからず生じている。この問題は、人手不足の現状に悩む事業者にとって、看過できない問題であることから、いわゆる年収の壁の上限を大幅に引上げる等の対策を確実に行っていただきたい。
- (4) 生産性向上の支援のため、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるよう、支援の一層の強化を求める。なお、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

2 高知労働局への要望事項

- (1) 業務改善助成金については、高知労働局において、高知県と連携を図るなどにより、以前と比較して、その活用が進んでいることについて評価するが、最低賃金の引上げ率の上昇を踏まえ、さらなる創意工夫によって周知を図り、一層の利用及び活用を促進することを要望する。

高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 8 9 7 円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 2 0 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 1 0 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ~ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（9 2 , 0 7 4 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 3 年 1 0 月 2 日発効の高知県最低賃金の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$8 2 0 \text{ 円} (\text{高知県最低賃金}) \times 1 7 3.8 \text{ 時間} (\text{1 箇月平均法定労働時間}) \\ \times 0.8 1 6 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 1 1 6 , 2 9 3 \text{ 円}$$

時間給 8 2 0 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 3 年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率